

第 57 回釧路地区吹奏楽コンクールとの併催による第 29 回全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会審査内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会実施規定第 9 条第 1 項に基づき第 57 回釧路地区吹奏楽コンクール（以下「併催大会」という。）と併催する第 29 回全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会（以下「本大会」という。）における同規定第 4 条及び第 5 条の審査及び判定等の必要な事項を定めるものである。

(審査員の人員及び審査方法)

第 2 条 審査員の人員は、併催大会に準じる。

- 2 審査員は、併催大会の審査票に各観点項目別評価点数及び講評を記入する。
- 3 前項の審査票は、併催大会と共通とし、本大会用として別に設けないものとする。

(集計)

第 3 条 審査係は、次の各号に掲げる方法により得点の集計を行う。

- (1) 前条第 2 項で付した観点項目別評価点数を審査員毎に合算し、審査員別得点を算出する。
- (2) 審査員全員の審査員別得点を合算して総合得点を算出する。

(判定)

第 4 条 審査係は、審査員と協議の上、優秀賞を決定するための評価点数（以下「評価ライン」という。）を定め、前条第 2 号に規定する出場団体の総合得点が当該評価ラインを超えているときは、優秀賞と判定する。

(代表者の選定)

第 5 条 審査係は、前条において優秀賞と判定した団体を代表団体に選定する。ただし、事前に出場団体より代表団体への選定を辞退する旨の申出があるときは、選定しないものとする。

- 2 審査係は、前項の選定において当該方法によることが困難であると判断するときは、審査員と協議の上、代表を選定するものとする。

(賞及び代表団体の決定)

第 6 条 理事長は、第 4 条及び前条各項の結果に基づき、賞及び代表団体を決定する。

第 7 条 理事長は、判定に問題が生じた場合には審査員の意見を参考にして、その取扱いを決定するものとする。

附 則

1. この内規は、令和 2 年 5 月 9 日から施行する。
2. この内規は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。